

通所介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要支援・要介護状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより要支援・要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の内容

(1) 事業主体概要

法人名	株式会社ホットスペース		
法人所在地	山口県山陽小野田市大字小野田3854番地4		
代表者職氏名	代表取締役 平田 雅史		
電話番号	0836-83-1725	F A X 番号	0836-39-6889
設立年月日	平成26年7月29日		

(2) 事業所概要

事業所の名称	デイサービスよりそい		
事業所の種類	通所介護	指定番号	3571600752
事業所の所在地	山口県山陽小野田市大字小野田3851番地11		
電話番号	0836-43-7110	F A X 番号	0836-43-7126
管理者氏名	山本 君江		
通常の実施地域	山陽小野田市、宇部市		
営業日	月曜日～土曜日(祝日を含む。但し、12月31日～1月1日を除く)		
受付時間	8:30～17:30		
サービス提供時間	9:00～16:10		
利用定員	20名		

(3) 事業所の従業者体制

職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者	業務の一元的な管理	1名
生活相談員	日常生活上の相談及び指導	1名以上
看護職員	健康管理や療養上のお世話	1名以上
介護職員	入浴、排泄、食事等の介護業務	2名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名以上

(4) 設備の概要

食堂	利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を備えます。
機能訓練室	利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。
その他の設備	設備としてその他に、静養室・相談室・事務所等を設けます。

3. サービスの内容

送迎サービス	送迎車により、事業所から自宅へ向かい、午前9時までに事業所に到着。午後4時以降に自宅へお送りいたします。
食事サービス	栄養バランスのとれた献立を作成し、職員手作りのお食事を提供いたします。
排泄サービス	介助の必要な場合は、トイレ誘導・排泄介助をいたします。 (オムツ利用の方は、オムツをご持参ください)
入浴サービス	見守りや直接介助により、入浴を提供いたします。
機能訓練	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
生活相談	事業者の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し、生活の向上を目指します。
レクリエーション	利用者の身体的・精神的な安定を図り、個々の生きがいや楽しみ等を援助します。(行事によっては、材料費等がかかることもあります)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 通所型サービス(1月当たりの利用単位:1割負担の場合)

	要支援1(週1回程度)	要支援2(週2回程度)
通所型サービス費	1,798単位	3,621単位
	※入浴・送迎の有無に関わらず利用料は同じです。	
介護職員処遇改善加算	算定していない	

(2) 通所介護(1日当たりの利用単位:1割負担の場合)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所介護費 (9:00~16:10)	658単位	777単位	900単位	1,023単位	1,148単位
入浴介助加算	加算(Ⅰ)40単位/日				
中重度ケア体制加算	算定していない				
個別機能訓練加算	加算(Ⅰ)ーイ. 56単位/日 口. 76単位/日 加算(Ⅱ)20単位/日				
認知症加算	算定していない				
口腔機能向上加算	算定していない				
ADL維持等加算	算定していない				
介護職員処遇改善加算	算定していない				

※加算につきましては、サービスの状況により、追加する場合がございます。その際は、事前にご説明させていただきますので、ご了承下さい。

(3)介護保険給付対象外サービスの内容及び利用料金

	昼食	500円
	おやつ	100円
介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス利用		超過分は介護保険の給付がなく、10割負担となります。
通常の実施地域外への送迎(山陽小野田市・宇部市を除く)		実施地域外につき、1kmあたり50円。
特に利用者からの個別の依頼に基づいて実施する活動で要した費用		要した実費

※利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は当該利用料金を変更させていただくことがあります。軽食については、新規での取り扱いは中止致しましたので、ご了承ください。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけて下さい。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮下さい。
- ④従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤お弁当の持込はご希望により応じておりますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故(食中毒等)につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連携を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上、利用者及び従業員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれからの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としていま

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため、業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により、拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待防止

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者(介護職・植田幸子)
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 苦情相談窓口

当事業所に対する苦情相談は、面談、電話、意見箱、書面により苦情相談受付担当者が受け付けし、解決へ向けて、一定期間後その結果を報告します。

ご利用相談室	デイサービスよりそい		
窓口担当者	山本 君江(管理者)		
電話番号	0836-43-7110	FAX番号	0836-43-7126
受付時間	平日 午前8時30分～午後5時30分(土・日・祝を除く)		

保険者や下記の公的機関においても苦情相談の申し出ができます。

機関名	住所	電話番号	FAX番号
山陽小野田市役所 高齢福祉課	山口県山陽小野田市 日の出1丁目1番1号	0836-82-1172	0836-82-9082
宇部市役所 健康福祉部高齢者総合支援課	山口県宇部市常磐町 1丁目7番1号	0836-34-8302	0836-22-6026
山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	山口県山口市朝田 1980番地7	083-995-1010	083-934-3665

14. 協力医療機関等

名称	住所	電話番号
医療法人 吉中内科医院	山口県山陽小野田市住吉本町 1丁目3番17号	0836-84-5177

15. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。